

大阪市水道局事務分掌規程第2条第2項、第3項及び第5項の規定により水道局長が定める契約事務

大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）第2条第2項、第3項及び第5項の規定により水道局長が定める契約事務は、別表に掲げる契約（次に掲げる契約を除く。）の相手方及び契約金額の決定に関する事務とする。

- (1) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号及び第4号の規定により随意契約により締結する契約
- (2) 給水装置の緊急補修等及びガス設備の工事の請負契約
- (3) 新聞、雑誌その他の定期刊行物及び書籍の買入契約
- (4) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年大阪市条例第5号）第1号に規定する長期継続契約により借り入れた物品を引き続き借り入れる契約
- (5) 複写機の借入契約

別表

(1) 予定価格が1件7,000,000円を超える工事の請負契約
(2) 予定価格が1件2,000,000円を超える物品の製造、修理及び加工の請負契約
(3) 予定価格が1件2,000,000円を超える印刷及び製本の請負契約
(4) 予定価格が1件2,000,000円を超える不動産以外の物件の買入契約
(5) 予定賃料総額が1件1,400,000円を超える不動産以外の物件の借入契約
(6) 業務の委託契約で次に掲げるもの
ア 電子入札システムにより行う競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を除く。）により締結する契約（当該競争入札に付した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第9号の規定により随意契約により締結する契約を含む。）（単価契約によるものを除く。）で、予定価格が1件2,000,000円を超えるもの
イ 総合評価一般競争入札により締結する契約で、就職に向けた支援が必要な人の雇用・就業の促進等、本市の政策課題の解消に寄与することを目的とするもの